

国民年金保険料収納事業（平成 24 年度開始事業）の 評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

(1) 業務内容

滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務 等

(2) 契約期間

平成 24 年 10 月から平成 26 年 9 月までの 2 年

平成 25 年 2 月から平成 27 年 4 月までの 2 年 3 か月

2. 実施状況に関する評価

全体として、免除等承認件数については達成目標を達成しているものの、保険料納付月数については達成しておらず、一部の地区では最低水準も達成していないが、前回（平成 21 年度開始事業及び平成 22 年度開始事業）と比較すると、達成目標の達成率が上回っており、改善傾向にあると評価できる。今後は、達成目標や最低水準の設定が適切な水準であるかについての検証が必要である。

3. 実施経費に関する評価

実施経費を前回（平成 21 年度及び平成 22 年度開始事業）の実施経費と比較すると、約 7.6 億円（約 38%）経費が増加しており、単位当たりのコストも増加していることから、更なる効率的な事業実施のあり方についての検討が必要である。

4. 今後の事業について

前回事業と比較して、達成目標の達成率等の実績が概ね改善していることから、次回の実施要項においては平成 24 年度開始事業を基本として、モデル事業の実施状況等を踏まえて、必要な見直しを実施した上で引き続き次期事業においても民間競争入札を実施することが適当と考えられる

なお、以下の点に留意することが必要である。

納付督促の強化に当たっては、戸別訪問員の確保のあり方を検討する必要がある。

民間事業者による不適切な処理が発生した場合に、早期に発見できる体制や、不適切な処理を事前に抑止する体制を検討する必要がある。

以上